

令和2年4月28日

町立小・中学校保護者 様

三芳町教育委員会

三芳町立小・中学校の臨時休業の延長について

この度の新型コロナウイルス感染症における小・中学校の様々な対応につきましては、保護者の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

さて、埼玉県のとおり臨時休業を延長しますので、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

記

1 臨時休業の期間について

・5月11日(月)から5月31日(日)まで

※臨時休業により不足する授業時数を確保するため、夏季休業日の短縮等を実施する予定です。詳細については、新型コロナウイルス感染状況により後日、決定次第お知らせします。

2 臨時休業中の登校日、部活動、学校開放について

・臨時休業中は、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、登校日、部活動、学校開放は行いません。

3 臨時休業中の家庭学習について

・印刷物及びデジタルコンテンツを活用した家庭学習を実施しています。詳細については、各学校からお知らせします。

4 臨時休業中の児童生徒の受け入れについて

・やむを得ない理由により、臨時休業中の平日に保護者の方と一緒に過ごせない小学校1年生～3年生と特別支援学級の児童生徒の受け入れを引き続き行います。保護者の方の送迎をお願いします。

・発熱や咳、風邪症状がみられる場合には、自宅で休養させてください。

5 給食費について

・5月分の給食費については徴収しません。

問い合わせ:三芳町教育委員会 学校教育課
電話:258-0019(内線522、523)